◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

							実質収支額		(単位:千円)
				会 計 名	平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
				一般会計	160, 995				68, 838
新写程书写上 3 0 写 1 写				住宅新築資金等貸付事業特別会計		▲ 32, 309	▲ 31, 237	▲ 28, 565	▲ 26, 159
		 _		公共用地先行取得事業特別会計	0	-	-	-	-
質赤字比率の算定範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		般	一般会計	市営駐車場事業特別会計	1, 868	1, 912	2, 494	994	3, 794
		会	等に属す	バス事業特別会計	0	0	0	0	0
		計等	る特別会						
		7	計						
範			<u> </u>	合 計 (1)	129, 175	186, 268	94, 621	103, 732	46, 473
囲				□ □ □ \	6, 930, 543	6, 953, 326	6, 855, 775	6, 873, 969	6, 801, 940
			宇	質赤字比率(%)		_	_	_	_
				(黒字の比率(%))	(1. 86%)	(2. 67%)	(1. 38%)	(1. 50%)	(0. 68%)
				営事業会計:除く公営企業)	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成26年度
			女可有(公	国民健康保険事業特別会計	平成22年度 285, 717	平成23年度 319,849	平成24年度 269, 445	平成25年度 74,729	平成20年度 5,926
				後期高齢者医療事業特別会計	10, 142	11, 817	14, 677	12, 806	14, 848
		AD	会計等以	老人保健特別会計	0	-	-	-	- 11,010
			特別会計						
		のう	ち公営企						
	連	業に	係る特別						
	結		以外の会						
	美	計							
	赤								
	字	<u> </u>							
	比	会計名(公営企業会計)			= +00 /= /=		金不足・剰余		≖ + 00 /- +
率の算定範囲(平成22年度	平成23年度		平成25年度	平成26年度
	の算		<u> </u>	水道事業会計	146, 232	142, 496	178, 759	195, 052	211, 464
	の算	<u>*</u>		水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計	146, 232 51, 895	142, 496 57, 717			
	の算定範	法滴	宅地造成	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759	195, 052	211, 464
	の算定範	法適用		水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計	146, 232 51, 895	142, 496 57, 717	178, 759	195, 052	211, 464
	の算定範	用企	宅地造成	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比	の算定範	用	宅地造成事業以外	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比	の算定範	用企	宅地造成事業以外	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の	の算定範	用企	宅地造成事業以外	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の	の算定範	用企	宅地造成事業以外	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の	の算定範	用企	宅地造成事業以外	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業 法非	宅地造成字業以外宅地造成	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業法非適	宅地造成 成 成 電 地 造 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業 法非適用	宅地造成 成 成 電 地 造 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業法非適用企	宅地造成 成 成 電 地 造 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計 下水道事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485 20, 415	178, 759 62, 165 - - 316, 304	195, 052 55, 068 - - 345, 743	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業 法非適用	宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485	178, 759 62, 165 –	195, 052 55, 068 - -	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業法非適用企	宅地造成 成 成 電 地 造 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計 下水道事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485 20, 415	178, 759 62, 165 - - 316, 304	195, 052 55, 068 - - 345, 743	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 电	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計 下水道事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227	142, 496 57, 717 266, 485 20, 415	178, 759 62, 165 - - 316, 304	195, 052 55, 068 - - 345, 743	211, 464 58, 505 - -
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計 下水道事業特別会計	146, 232 51, 895 209, 227 15, 460	142, 496 57, 717 266, 485 20, 415 -	178, 759 62, 165 316, 304	195, 052 55, 068 - - 345, 743	211, 464 58, 505 - - 382, 269
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計 下水道事業特別会計 工業用地造成事業特別会計 合 計 (2)	146, 232 51, 895 209, 227 15, 460 -	142, 496 57, 717 266, 485 20, 415 ————————————————————————————————————	178, 759 62, 165 316, 304 316, 304 0 0 935, 971	195, 052 55, 068 345, 743 0 0	211, 464 58, 505 - - 382, 269 0 0 719, 485
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計 下水道事業特別会計 工業用地造成事業特別会計 本業用地造成事業特別会計 合計(2)	146, 232 51, 895 209, 227 15, 460	142, 496 57, 717 266, 485 20, 415 ————————————————————————————————————	178, 759 62, 165 316, 304	195, 052 55, 068 - - 345, 743	211, 464 58, 505 - - 382, 269
資金不足比率の算定範囲(の算定範	用企業法非適用企	宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 电	水道事業会計 東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計 農業集落排水施設事業特別会計 下水道事業特別会計 工業用地造成事業特別会計 合 計 (2)	146, 232 51, 895 209, 227 15, 460 -	142, 496 57, 717 266, 485 20, 415 ————————————————————————————————————	178, 759 62, 165 316, 304 316, 304 0 0 935, 971	195, 052 55, 068 345, 743 0 0	211, 464 58, 505 - - 382, 269 0 0 719, 485

〇用語解説

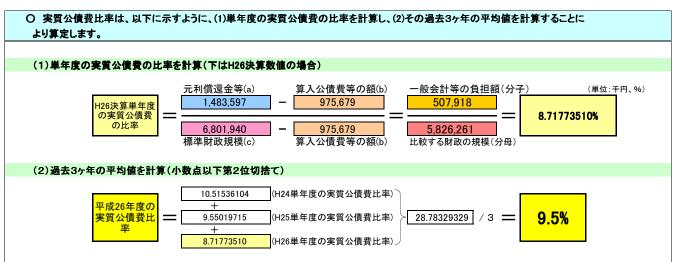
- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

13

◎ 実質公債費比率の状況と推移

中质八字曲以表	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実質公債費比率	14.1%	13.0%	11.9%	10.7%	9.5%

- 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした 額(※)と比べたときの率をいいます。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す 指標ともいえます。
 - (※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)



- 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去 からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計 等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

〇一般会計等の負担額(分子)の内訳について [計算式:「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」]

<u>C</u>

O 「元利價遠金等(a)」の内訳 (単位:千円、%)											
	H22決算	H23決算	増減率	H24決算	増減率	H25決算	増減率	H26決算	増減率		
①元利償還金	1,247,083	1,229,364	▲ 1.4	1,147,698	▲ 6.6	1,117,387	▲ 2.6	1,089,582	▲ 2.5		
②積立不足額	0	0		0		0		0			
③満期一括償還債	0	0		0		0		0			
④公営企業債等繰入額	252,846	245,307	▲ 3.0	249,272	1.6	248,394	▲ 0.4	255,379	2.8		
⑤組合等負担等額	105,702	79,729	▲ 24.6	61,298	▲ 23.1	48,407	▲ 21.0	33,442	▲ 30.9		
⑥債務負担行為	58,870	75,742	28.7	76,325	0.8	75,130	▲ 1.6	105,133	39.9		
⑦一時借入金	7	0	皆減	3	皆増	6	100.0	61	916.7		
元利償還金等(a)	1,664,508	1,630,142	▲ 2.1	1,534,596	▲ 5.9	1,489,324	▲ 3.0	1,483,597	▲ 0.4		

〇「算入公債費等の額(b)」の内訳

(単位:千円、%)

(+ <u>F</u> :.]1%										
	H22決算	H23決算	増減率	H24決算	増減率	H25決算	増減率	H26決算	増減率	
公債費算入(元利)	393,546	424,084	7.8	435,968	2.8	460,628	5.7	525,151	14.0	
公債費算入(準元利)	18,608	18,579	▲ 0.2	18,528	▲ 0.3	18,515	▲ 0.1	19,070	3.0	
事業費補正(元利)	191,000	187,129	▲ 2.0	178,465	▲ 4.6	162,685	▲ 8.8	148,984	▲ 8.4	
事業費補正(準元利)	172,713	186,948	8.2	190,638	2.0	194,965	2.3	196,844	1.0	
密度補正(元利)	84,009	85,039	1.2	85,704	0.8	83,990	▲ 2.0	85,630	2.0	
密度補正(準元利)	0	0		0		0		0		
算入公債費等の額(b)	859,876	901,779	4.9	909,303	0.8	920,783	1.3	975,679	6.0	

◎ 一般会計等の負担額(分子)

(単位:千円、%)

Г	(a)—(b)	H22決算	H23決算	増減率	H24決算	増減率	H25決算	増減率	H26決算	増減率
	-般会計等の負 !額	804,632	728,363	▲ 9.5	625,293	▲ 14.2	568,541	▲ 9.1	507,918	▲ 10.7

◎ 実質公債費比率の状況と推移

〇比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」]

○「煙準財政担模(こ)」の内訳

(単位·千円.%)

	H22決算	H23決算	増減率	H24決算	増減率	H25決算	増減率	H26決算	増減率	
標準税収入額等	3,298,947	3,470,061	5.2	3,434,528	1 .0	3,565,782	3.8	3,394,881	▲ 4.8	
普通交付税額	3,025,711	2,997,627	▲ 0.9	2,921,306	▲ 2.5	2,817,057	▲ 3.6	2,908,113	3.2	
臨時財政対策債発行可能額	605,885	485,638	▲ 19.8	499,941	2.9	491,130	▲ 1.8	498,946	1.6	
標準財政規模(c)	6,930,543	6,953,326	0.3	6,855,775	▲ 1.4	6,873,969	0.3	6,801,940	▲ 1.0	
算入公債費等の額(b)	859,876	901,779	4.9	909,303	0.8	920,783	1.3	975,679	6.0	

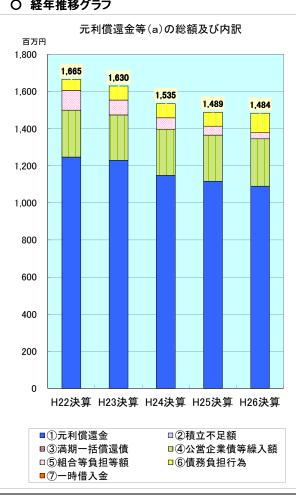
◎ 比較する財政の規模(分母)

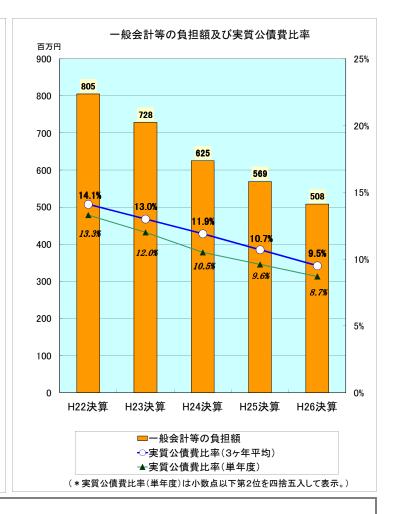
(単位:千円、%)

(c)-(b)	H22決算	H23決算	増減率	H24決算	増減率	H25決算	増減率	H26決算	増減率
比較する財政の 規模	6,070,667	6,051,547	▲ 0.3	5,946,472	▲ 1.7	5,953,186	0.1	5,826,261	▲ 2.1

(単位:%) H22決算 H23決算 増減率 H24決算 増減率 H25決算 増減率 H26決算 増減率 単年度の実質公 債費の比率 13.25442493 12.03598022 10.51536104 9.55019715 8.71773510 **&** 8.7

〇 経年推移グラフ





〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①元利償還金:一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額:減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債:実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額:一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額:一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為:債務負担行為(数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為)に基づく当該年度 の支出のうち公債費に準ずるもの
- •⑦一時借入金: 当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額:地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入 された額

◎ 将来負担比率の状況と推移

添 + 4 1 1 5	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
将来負担比率	99.4%	79.2%	79.8%	70.0%	73.7%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

〇 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。 ・平成26年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数点以下第2位切捨て) 将来負担額(A) 充当可能財源等(B) 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%) 17,492,809 13,194,005 4,298,804 平成26年度 73.7% 将来負担比率 6,801,940 975,679 5,826,261 算入公債費等の額(D) 比較する財政の規模(分母) * 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「一」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

〇実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

〇 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H22決算	H23決算	増減率	H24決算	増減率	H25決算	増減率	H26決算	増減率
①地方債の現在高	12,145,467	11,764,720	▲ 3.1	11,700,791	▲ 0.5	11,433,581	▲ 2.3	11,087,383	▲ 3.0
②債務負担行為	129,661	59,625	▲ 54.0	59,280	▲ 0.6	59,053	▲ 0.4	124,861	111.4
③公営企業債等繰入見込額	3,880,027	3,703,003	▲ 4.6	3,591,594	▲ 3.0	3,400,699	▲ 5.3	3,554,879	4.5
④組合等負担等見込額	1,036,831	877,206	▲ 15.4	896,125	2.2	798,641	▲ 10.9	774,522	▲ 3.0
⑤退職手当負担見込額	1,884,128	1,831,217	▲ 2.8	1,916,921	4.7	1,988,133	3.7	1,951,164	▲ 1.9
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	19,076,114	18,235,771	4 .4	18,164,711	▲ 0.4	17,680,107	▲ 2.7	17,492,809	▲ 1.1

〇 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H22決算	H23決算	増減率	H24決算	増減率	H25決算	増減率	H26決算	増減率
充当可能基金	2,447,156	2,656,303	8.5	2,767,140	4.2	2,886,247	4.3	2,821,887	▲ 2.2
特定歲入[都市計画税以外]	897,726	855,062	▲ 4.8	810,943	▲ 5.2	760,702	▲ 6.2	708,564	▲ 6.9
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,694,684	9,927,554	2.4	9,840,962	▲ 0.9	9,864,362	0.2	9,663,554	▲ 2.0
充当可能財源等(B)	13,039,566	13,438,919	3.1	13,419,045	▲ 0.1	13,511,311	0.7	13,194,005	1 2.3

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H22決算	H23決算	増減率	H24決算	増減率	H25決算	增減率	H26決算	増減率
実質的な将来負債額	6,036,548	4,796,852	▲ 20.5	4,745,666	▲ 1.1	4,168,796	▲ 12.2	4,298,804	3.1

◎ 将来負担比率の状況と推移

〇比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 煙進財政規模(C) 質入公債費等の額(D)

									FD、%0/	
	H22決算	H23決算	増減率	H24決算	増減率	H25決算	增減率	H26決算	増減率	Ì
標準財政規模(C)	6,930,543	6,953,326	0.3	6,855,775	▲ 1.4	6,873,969	0.3	6,801,940	▲ 1.0	l
算入公債費等の額(D)	859,876	901,779	4.9	909,303	0.8	920,783	1.3	975,679	6.0	Ì

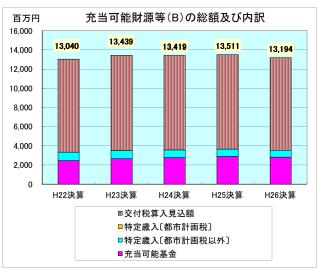
◎ 比較する財政の規模(分母)

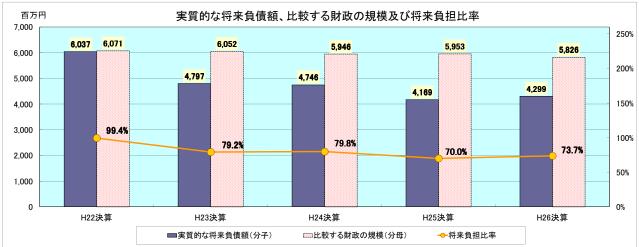
(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母) H22決算	H23決算	増減率	H24決算	增減率	H25決算	增減率	H26決算	増減率
比較する財政の規模	6,070,667	6,051,547	▲ 0.3	5,946,472	▲ 1.7	5,953,186	0.1	5,826,261	▲ 2.1

〇 経年推移グラフ







- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高:一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為:債務負担行為(数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為)に基づく支出 予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額:一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが 必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額: 当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と 見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額:退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等に おいて実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
 - :地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・ 経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額: 地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額:一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。